

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (納税印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	313,000千円 2030.12.31まで	2022.6.28 イスラマ バードで (同日)	日本側 右井賢輔 パキスタン側 臨時代理大使 ミアン・ア サド・ハヤウツ ジン経 済省次官	2022.10.26 369号
パキスタン	ウルタンにおける下水・排水サービス改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	ウルタンにおける下水・排水サービス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,236,000千円 2026.4.30まで	2022.8.3 イスラマ バードで (同日)	日本側 和田充広 パキスタン側 ミアン・ア サド・ハヤウツ ジン経 済省次官	2023.1.23 26号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。